

いとうまもる診療所感染防止対策管理室 規定（第一版）



令和4年3月1日

いとうまもる診療所感染防止対策管理室規定

いとうまもる診療所感染防止対策管理室を令和4年3月1日設置する。

1. 院内感染防止の向上と対策の確立に関し、組織横断的に迅速かつ機動的に活動することを目的に、院長直轄の組織として確立する。平時から良質で安全な医療の提供するための医療安全管理室を拡張し、新たに、院内感染管理者を専任し核となり、緊急時には権限をもって対応にあたることを目的とする。
 - 院内感染対策室で活動する院内感染対策チーム（ICT）は、病院長から委嘱された医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、公認心理師、管理栄養士その他の医療有資格者からなる。また院内感染対策チーム（ICT）と協力して各部署で感染対策を実行する。
 - 診療所を事務在宅部門、看護部門、医師部門、診療支援部門、リハビリ部門の5部門にわけそれぞれ医療有資格者を部門責任者（ICTメンバー）とする。
 - 全体会議を適時行うが、ICTメンバー以外に院長、副院長、事務長を参加メンバーに加える。
2. 感染防止対策につき、感染対策向上加算1を取得する病院と連携する。
3. いとうまもる診療所は感染防止対策マニュアルを適時更新し、最新のエビデンスに基づき適切な実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を別に作成する
4. 手順書は、
 - 基本的感染防止(標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌を含む)マニュアル
 - 個別感染防止マニュアル
 - 抗菌薬適正使用マニュアルを作成し、適時最新のエビデンスの基づく改訂を行うように努める。

5. 院内感染管理者は、常に、りんくう総合医療センターと連携して、カンファレンスに、少なくとも年1回程度参加し、合わせて年2回以上参加すること。また、新興感染症の発生等を想定した訓練について、少なくとも年1回参加すること。
6. いとうまもる診療所は薬剤感受性検査を重視し、常に検査体制を整え、薬剤耐性菌アウトブレイク対応に心がけておく。
7. いとうまもる診療所院内感染管理者は、毎週定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
8. いとうまもる診療所において、受付及び会計及びリハビリ室に常に院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
9. いとうまもる診療所は、ホームページに医療安全管理及び感染予防向上について、記載している。適時最新版に改訂していること。
10. いとうまもる診療所は発熱外来（VIPルーム、さくらルーム、車内診療）を専用室として、患者動線を完全に分けて診療しているが、今後感染対策として患者動線を完全に分けて診療していくこととする。
11. いとうまもる診療所は抗菌薬適正使用マニュアルを作成して、適時更新すること。
12. 新興感染症の発生時等や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応について、連携病院とあらかじめ協議し、地域連携に係る十分な体制が整備されるように努める。
13. いとうまもる診療所は、令和4年度4月より外来感染対策向上加算を届け、常に外来感染対策の向上に努める。このために感染管理対策室を設置する。
14. 院内で抗菌薬適正利用についてサーベイランスを行い、情報提供する。